

【資料No.(2) - 64 - 4】

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 5 日

大阪府門真市 [REDACTED]
[REDACTED] 様

給水装置工事確認書

門真市上下水道局
工務課給水グループ長

門真市 [REDACTED] B 様宅住居建て替えに伴う給水装置工事については、下記の条件のとおりを実施するものとし、門真市水道条例施行規程第 6 条に基づく給水装置工事申込書を提出し着工するものとする。

記

- 別添図のとおり B 様の費用にて施工するものとする。
- B 様敷地内に残置となった不要な給水管 (25 mm) については、B 様が近隣住民と協議のうえ撤去することに関して、門真市上下水道局は、工事手法に何ら支障がないことと不要な給水管 (25 mm) が私有財産であることから関与しない。

別添図

